

学校徴収金について

本校では、子供たちの教育活動に必要な教材費（学習プリント・ドリル・実習材料など）や校外学習費などの児童費と、給食費、PTA会費、5・6年積立金を合わせた経費を、学校徴収金として保護者の皆様に毎月納入していただいております。

納入については、現金の持ち運びによるお子様の危険を防止するために、口座からの自動引落を行っています。

引落日は原則として初回が毎月5日、2回目が27日です。2回とも引き落としができなかった場合は、翌月の2回目に引き落とされます。

児童費・給食費・6年積立金は、年度末に精算します。また行事など不参加の場合、その都度の返金は行わず、3月に一括して精算させていただきます。

ただし、バス代や調理実習の材料費等キャンセルできないものについては返金できませんので、あらかじめご了承ください。

毎月の徴収額は次表のとおりです。なお、詳しくは年度当初に各ご家庭に配布しています「令和3年度学校徴収金についてのお願い」をご覧ください

学年別徴収額一覧表

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	内 容
給食費	4350						
PTA 会費	250						
児童費	1200	1200	1200	1350	1200	1500	教材・校外学習・保健費など
積立金					3000	2500	自然学校・修学旅行など
合 計	5800	5800	5800	5950	8800	8600	

就学援助制度について

神戸市では、お子様が学校で楽しく勉強できるよう、文房具や教材、給食などの費用にお困りのご家庭に援助を行っています。

就学援助を受けることができる方は次のとおりです。

- 生活保護を受けている方
- 児童扶養手当を受けている方
- 世帯の総所得が基準額以下である方
- その他 経済的な理由等特別な事情のある方

これらに関することで、何かお尋ねになりたいことがありましたら、事務室まで遠慮なくお問い合わせください。

就学援助に認定されますと、給食費・PTA会費が免除となり、教材費の一部が支給されます。毎年4月に就学援助の申請について調査を行っています。就学援助を希望されるご家庭は、（前年度に認定されていたかどうかにかかわらず）必要な書類を添付のうえ、申請書をご提出ください。なお、詳しくは各ご家庭に配布しています「就学援助についてのお知らせ」をご覧ください。年度途中で経済状況が変わられ、申請をご希望の場合はご連絡ください。